

(写)

3 消安第 3183 号
令和 3 年 10 月 12 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「肥料取締法の一部を改正する法律」の一部の施行について

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第 62 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 2 号に掲げる改正規定が令和 3 年 12 月 1 日から施行される。

については、今後の法律の円滑な施行を図るため、その細部の運用を下記により行うこととしたので、御了知の上、適切に対応されたい。

記

第 1 改正の趣旨

近年の世界的な肥料の需要の高まりの中で、国内の低廉な堆肥や産業副産物の活用を進めるためには、これらを安心して使用できるよう、肥料の品質管理を進めることが重要であり、また、施肥の効率化等の農業現場の需要に柔軟に対応した肥料を供給していくことが求められている。

こうした観点から、改正法において、産業副産物等の肥料原料を管理する制度を導入し、肥料の配合に関する規制を見直したほか、肥料の表示基準の整備等の措置を講ずることとした。

改正法の改正規定のうち、改正法附則第 1 条第 1 号に掲げるものについては、改正法の公布の日（令和元年 12 月 4 日）に、同条各号に掲げる改正規定以外のものについては、令和 2 年 12 月 1 日に施行されたところである。

今般、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる改正規定が令和 3 年 12 月 1 日に施行され、これにより、改正法の全改正規定が施行されることとなる。

本通知においては令和 3 年 12 月 1 日に施行される内容を中心に記載していることから、北海道農政事務局長、各地方農政局長、沖縄総合事務局長及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長（以下「農政局長等」という。）におかれては、施行後の運用及び関係者の指導に際して、本通知及び「肥料取締法の一部を改正する法律」の施行について（令和 2 年 12 月 1 日付け 2 消安第 3846 号消費・安全局長通知）の内容を参照し、遺漏なきようにされたい。

また、都道府県知事におかれては、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、令和3年12月1日における改正法の一部の施行に合わせ、以下の関係政省令等について、所要の改正又は制定を行い、同日に施行することとしている。

(一部を改正するもの)

- ・肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和25年政令第198号）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号）
- ・「特殊肥料等を指定する件」（昭和25年6月20日農林省告示第177号）
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律施行令第十条の規定に基づき尿素を含有する肥料等につき農林水産大臣が定める種類を定める件」（昭和59年3月16日農林水産省告示第696号）
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件」（昭和59年3月16日農林水産省告示第697号）
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件」（昭和59年3月16日農林水産省告示第698号）
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件」（昭和59年3月16日農林水産省告示第699号）
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件」（昭和59年3月16日農林水産省告示第700号）
- ・「地力増進法施行令の規定に基づき、泥炭等の品質に関する事項についての農林水産大臣の基準を定める件」（昭和59年10月1日農林水産省告示第2001号）
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の二の規定に基づき肥料の用途が専ら家庭園芸用である旨の表示の方法を定める件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第287号）
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件」（平成12年

1月27日農林水産省告示第96号)

- ・「特殊肥料の品質表示基準を定める件」(平成12年8月31日農林水産省告示第1163号)
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」(平成13年5月10日農林水産省告示第643号)
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件」(平成26年9月1日農林水産省告示第1145号)
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律第四条第二項第二号から第四号まで及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が定める方法を定める件」(令和2年10月27日農林水産省告示第2082号)
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件」(令和2年11月5日農林水産省告示第2159号)

(新たに制定する告示)

- ・「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件」(令和3年6月14日農林水産省告示第1015号)
(「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件」(昭和59年3月16日農林水産省告示第701号)は廃止)
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条の三第三項の規定に基づき、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定める表示事項又は遵守事項を定める件」(令和3年6月14日農林水産省告示第1016号)
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料から除くものを指定する件」(令和3年6月14日農林水産省告示第1017号)
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第三号の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件」(令和3年6月14日農林水産省告示第1018号)
(「肥料の品質の確保等に関する法律施行令第二条の規定に基づき農林水産

大臣の指定する有効石灰等を指定する件」(昭和 59 年 3 月 16 日農林水産省告示第 695 号)は廃止)

第 2 原料管理制度について

農林水産大臣は、普通肥料の公定規格として、新たに原料の規格を定めることとし、肥料の原料として使用できる産業副産物等の範囲を明確化することとした。

また、肥料の原料について、チラシやホームページといった媒体によるものを含めて虚偽の宣伝を禁止するものとした。

さらに、様々な産業副産物等を組み合わせて生産する肥料の生産業者等に対し、使用した原料を記載した帳簿の保管を義務付けるものとした。これにより、立入検査等において、使用された原料を確認し、肥料の品質に問題があった場合の原因の調査や、原料の表示や宣伝に誤りがないかの確認等を行うことを可能とした。

原料管理制度に関して、特に留意すべき事項は以下のとおり。

1 原料規格導入関係

(1) 原料規格の導入・対象について

多様な原料が使用され、主成分及び有害成分の規格のみでは品質の確保が困難な肥料(魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料及び化成肥料)については、公定規格において、肥料に使用できる産業副産物や廃棄物を規格化し、原料の範囲を限定するものとした。(改正法による改正後の法(以下「新法」という。)第 3 条第 1 項第 2 号及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 3 年農林水産省令第 38 号。以下「改正省令」という。)による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和 25 年農林省令第 64 号。以下「新規則」という。)第 1 条)

ただし、このうち既に品質が確認されている肥料のみを原料としている以下の肥料については、原料の範囲が広がる可能性がないことから、告示において原料規格の対象外とするものとした。(「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料から除くものを指定する件」(令和 3 年 6 月 14 日農林水産省告示第 1017 号))

- ① 液状肥料、吸着複合肥料及び家庭園芸用複合肥料のうち、混合汚泥複合肥料及び汚泥肥料等を除く肥料のみを原料として使用したもの
- ② 化成肥料のうち、以下のいずれかに該当するもの
 - (i) 化学的操作を加えていないもの

(ii) 混合汚泥複合肥料及び汚泥肥料等を除く肥料のみを原料として使用し、化学的操作を加えたもの

また、汚泥肥料等については、改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）下における全ての汚泥肥料等を原料規格の対象とすることとした。（新法第3条第1項第3号、新規則第1条の2）

加えて、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号。以下「公定規格告示」という。）において、原料規格のうち肥料生産において発生する副産物を「肥料製造副産物」と位置付け、他の肥料の原料に使えることとした。

なお、原料規格において「副産物」とは、主産物の製造に着手してから主産物が完成するまでの過程で生じたもの及び主産物をいうこととする。

(2) 原料規格の対象となる肥料の原料等に係る表示について

「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件」（昭和59年3月16日農林水産省告示第700号。以下「原料表示告示」という。）において、原料規格の対象となる肥料（魚廃物加工肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料を除く。）の原料表示については、当該肥料が窒素全量を保証するか否かにかかわらず、使用した全ての原料をその使用した重量順に記載することとした。

なお、原料規格に該当する原料の記載に当たっては、当該原料がどの原料規格に該当する原料であるかが容易に判断できるよう、公定規格告示原料規格第一から原料規格第三までの「原料の種類」に掲げる名称又は一般的な名称をもって表記することとした。（例：「動物由来物質」、「水溶性窒素化合物含有物」等）

肥料製造副産物については、公定規格等のいずれかの肥料の種類に適合する場合であっても、「〇〇肥料」のように該当する種類名を表示するのではなく、「肥料製造副産物」と表示することとした。また、肥料製造副産物の発生工程において、組成均一化促進材、着色材、摂取防止材、効果発現促進材及び硝酸化成抑制材が使用されたものについては、含有する当該材料について、登録又は届出肥料の材料表示の規定に準じて、製品肥料に含有する原料由来の材料の種類、名称及び使用割合を表示することとする。

仮登録肥料は公定規格に定めのない肥料であることから、当該肥料を原料として使用したものは仮登録肥料に該当するものと整理することとし、その旨を明確化するため、窒素全量を保証する肥料に係る原料の記載から、仮登録肥料を削除した。

(3) 植害・栽培試験関係規定の整備等について

① 植害試験を行う肥料の範囲（新規則第2条の2）について

汚泥を原料とする肥料は、旧法下において、植害試験の対象であったが、植物にとっての有害成分を含有しないことが明らかなものも存在することから、新法下においては、当該肥料のうち植害試験が必要となる肥料を新規則第2条の2において定めることとした。また、同条においては、公定規格告示において肥料の種類を改め、副産窒素肥料、副産りん酸肥料等の産業副産物を原料として生産される肥料を「副産肥料」とし、下水汚泥肥料や工業汚泥肥料等については「汚泥肥料」とすることとしたことから、これらの改正に合わせて、規定の整備を行うこととした。

また、公定規格告示の改正（詳細については第5を参照ありたい。）に伴い、「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件」（昭和59年3月16日農林水産省告示第697号）における植害試験の対象から除く肥料の規定についても、以下のとおり整備することとした。

(i) 植害試験の対象から除くもの規定から削除するものとした肥料
副産窒素肥料、液状副産窒素肥料、副産りん酸肥料、吸着複合肥料、副産複合肥料及び副産苦土肥料

(ii) 新たに植害試験の対象から除くものとした肥料
熔成けい酸りん肥（汚泥を原料に使用していないもの）、副産肥料（植害試験の調査を受ける必要がある原料を使用していないもの）、熔成複合肥料（汚泥を原料に使用していないもの）

② 植害・栽培試験の内容（新規則第2条の3及び第3条）について

原料規格の導入に伴い、肥料のみならず、原料についても植害試験を課すものとした。（新規則第2条の3第1項第4号イ）

また、旧法下では類似品の対照肥料への植害試験を求めていたが、肥料の施用の有無を比較することで植害の有無について十分な知見が得られることから、類似品の対照肥料への植害試験は要求しないこととした。（新規則第2条の3第2項）

さらに、実験に使用された土壌の性質に異常がないことを確認するため、土壌のpH等の土壌に関する情報を、実験を行う肥料に応じて柔軟に提出することができるよう、「その他土壌の性質について必要な事項」を植害・栽培試験の成績に係る記載事項として加えた。（新規則第2条の3第1項第4号のロ及び第3条第1項第4号のロ）

③ 原料規格のうち、植害試験を要する原料と要しない原料の入れ替えの制限（新規則第4条）について

原料規格の導入により、公定規格告示原料規格第2中1の項ヲ、2の項ホ、3の項ヘ、4の項ホ、5の項ハ、6の項ル、7の項ホ、8の項ロ、9の項ハ、10の項ヌ、11の項ヌ、12の項ハ及び13の項ロの原料（以下「要植害確認原料」という。）については、その使用に際して、植害試験の調査を受け、害が認められないものであることが求められることとされた。（公定規格告示）

当該調査は法第6条に基づく登録審査において行われるものとする。このため、登録後に当該原料の発生工程を変更するなど、調査を受けていない要植害確認原料の新たな追加や変更はできず、そのような場合は新規に登録申請が必要となる。農政局長等及び都道府県知事におかれては、以下に掲げる内容を踏まえ、肥料生産業者等に対して適切に指導願いたい。

(i) 新規に登録が必要な変更等

- ・使用している要植害確認原料の発生工程を変更する。
- ・発生工程が異なる要植害確認原料を追加する。

(ii) 新規に登録を要しない変更等

- ・原料を供給する事業場の追加等により、発生工程が同じ要植害確認原料を追加する。
- ・公定規格告示中、「副産肥料等」の区分に該当する肥料において、同区分に該当する既登録の肥料に使用されている要植害確認原料を追加する。
- ・全部又は一部の要植害確認原料の使用をやめる。

※ (i) 及び (ii) の内容は、要植害確認原料を使用した副産肥料（規格相当品を含む。）を原料として使用した場合にも同様である。

(4) 申請書の記載事項等について

① 申請書の記載事項（新規則第4条第1項第2号及び第3号）について
原料規格の対象となる肥料については、原料が当該規格を満たすものであるかを登録審査において確認するため、登録申請書に以下の項目について記載することとする。

(i) 原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料については、使用される原料、該当する原料規格の分類、種類及び設定があれば原料条件の記号（例：公定規格告示原料規格第1の1の項イであれば「イ」）、原料規格への適合性が確認できる事項並びに生産工程の概要（新規則第4条第1項第2号）

(ii) 植物にとっての有害成分を含有するおそれが高い普通肥料（汚泥肥

料、水産副産物発酵肥料並びに硫黄及びその化合物)については、原料の使用割合、該当する原料規格の分類、種類及び設定があれば原料条件の記号、原料規格への適合性が確認できる事項並びに生産工程の概要(新規則第4条第1項第3号)

なお、上述の(i)及び(ii)の「原料規格への適合性が確認できる事項」については、一例として、以下のものが該当する。

- ・試薬又は工業用薬品については、安全データシート
- ・産業副産物については、その主産物と副産物の発生工程の図
- ・植害試験が必要なものについては、植害試験の結果
- ・下水汚泥等、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)別表第1の基準に係る調査が必要なものについては、溶出試験の結果

また、公定規格の見直し(詳細については、第5を参照ありたい。)に伴い、新規則第4条第1項第1号に基づき農林水産大臣が指定する生産工程の概要を要する肥料の種類について、「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件」(昭和59年3月16日農林水産省告示第698号)において以下のとおり規定した。

(i) 農林水産大臣が指定するものから除かれた肥料

副産窒素肥料、液状窒素肥料、液状副産窒素肥料、液体りん酸肥料、熔成汚泥灰けい酸りん肥、副産りん酸肥料、副産加里肥料、乾燥菌体肥料、魚廃物加工肥料、副産動物質肥料、副産植物質肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料及び液体微量要素複合肥料

(ii) 新たに農林水産大臣が指定するものとして加えられた肥料

液状肥料、りん酸アンモニア、硝酸加里、りん酸加里、硫酸カルシウム

なお、

- ・液状肥料、吸着複合肥料及び家庭園芸用複合肥料については、専ら肥料(混合汚泥複合肥料及び汚泥肥料等)を原料として使用したもの
- ・化成肥料については、次のいずれかに該当するもの

化学的操作を加えていないもの

専ら肥料(混合汚泥複合肥料及び汚泥肥料等)を原料として使用し、これに化学的操作を使用したもの

を、新規則第4条第1項第1号に基づき農林水産大臣が指定する肥料に該当するものと整理した。「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料から除くものを指定する件」(令和3年6月14日農林水産省告示

第 1017 号))

- ② 肥料の見本に付さなければならない票紙に記載する事項（新規則第 5 条）について

有害成分の含有量について、旧法下では、改正省令による改正前の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第 1 条に規定する有害成分を含有するおそれが高い肥料にのみ記載を求めていたが、新法下では、有害成分の最大量についての公定規格が定められている肥料について記載を求めるものとした。

- (5) 登録の有効期間の見直し（新規則第 7 条の 6）について

旧法下において登録の有効期間を 3 年としていた肥料及び新たに設けた種類の肥料のうち、これまでの登録実績等を踏まえ、有効期間中に予測し得ない問題を生じるおそれが低い以下の肥料については、有効期間を 6 年とするものとした。

- ① 食品残さ加工肥料
- ② 副産動植物質肥料のうち、公定規格告示原料規格第 1 に掲げる動物由来物質原料で魚介類の臓器を収集したもの（発酵させたものを含む。）以外のものを原料として使用したもの
- ③ 副産肥料のうち、公定規格告示原料規格第 1 に掲げる動物由来物質原料で魚介類の臓器を収集したもの（発酵させたものを含む。）並びに植害試験の実施が必要な原料、肥料製造副産物及び食品等工場活性沈殿物（登録の有効期間が 6 年である肥料又は当該肥料を原料として使用する肥料の製造において生じたものを除く。）以外のもの（以下「六年原料」という。）を原料として使用したもの
- ④ 液状肥料のうち、新規則第 7 条の 6 に掲げる普通肥料又は特殊肥料若しくは六年原料を使用したもの
- ⑤ 吸着複合肥料のうち、新規則第 7 条の 6 に掲げる普通肥料又は特殊肥料若しくは六年原料をけいそう土その他の吸着原料に吸着させたもの
- ⑥ 家庭園芸用複合肥料のうち、新規則第 7 条の 6 に掲げる普通肥料又は特殊肥料若しくは六年原料を使用したもの
- ⑦ リン酸アンモニア
- ⑧ 硝酸加里
- ⑨ リン酸加里
- ⑩ リン酸マグネシウムアンモニウム
- ⑪ 混合動物排せつ物複合肥料のうち、新規則第 7 条の 6 で定める窒素質肥料、リン酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥

料又は微量要素複合肥料に、動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）を混合し、造粒又は成形したもの

⑫ 混合堆肥複合肥料のうち、

(i) 新規則第7条の6で定める窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの

(ii) 新規則第7条の6で定める窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）のいずれか1以上及び堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの

⑬ 硫酸カルシウム

※⑦～⑨については、新たに設けた種類の肥料ではあるものの、旧法下において化成肥料として実績があったことから、6年とする。

※⑬については、新たに設けた種類の肥料ではあるものの、旧法下において特殊肥料として実績があった肥料のうち、品質が安定しているものであることから、6年とする。

2 原料等に係る虚偽の宣伝等の禁止（新法第26条）

旧法では、虚偽宣伝の取締りの対象として「主成分の含有量又はその効果」が、誤解を生じるおそれのある名称の取締りの対象として「主成分又は効果」が規定されていた。主成分の種類や、主成分以外の成分や材料による効果等についても、虚偽宣伝が行われる場合が想定されるため、新法においては、「肥料の主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法（材料や生産工程）」について、虚偽宣伝及び誤解のおそれのある名称を用いることを禁止した。

農政局長等及び都道府県知事におかれては、肥料生産業者等に対して、肥料の宣伝等に当たっては、その内容の根拠となる資料を備え付けるよう指導願いたい。

3 原料帳簿の備付け

肥料生産・輸入業者自身が適切な原料管理を行うとともに、行政機関が事後に原料を確認できるよう、原料管理の必要性が低い肥料を除き、肥料の生

産・輸入業者は、その事業場ごとに帳簿を備え、肥料の生産に使用した原料の名称、使用量等を記載しなければならないこととした（新法第 27 条及び新規則第 25 条の 2）。農政局長等及び都道府県知事におかれては、肥料の生産・輸入業者に対して、以下に掲げる内容を踏まえ、必要な事項を記載した書類（電子媒体を含む。）を帳簿として備え付けるよう指導願いたい。

- (1) 原料帳簿の記載事項については、一つの書類で全ての記載事項を網羅する必要はなく、複数の書類にわたって記載されている事項から必要な記載事項を計算等により求められ、又は、確定できる場合においては、当該複数の書類を原料帳簿として扱うことを認める。また、輸入肥料等については、輸入業者が生産しているものではないため、輸入元との契約書や輸入元から聞き取った製品に関する情報が記された書類を原料帳簿として扱うことを認める。
- (2) 新規則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号ハ（1）及び（2）に規定する原料の「入手先」については、購入の帳簿に記載してある場合には、当該帳簿を原料帳簿として扱う事を認める。また、同号ハ（1）及び（2）に規定する原料の「使用量」については、特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壤改良資材入り指定混合肥料の原料に特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壤改良資材入り指定混合肥料を使用する場合には、当該原料肥料を生産又は輸入した業者から聞き取った原料の構成割合に係る情報から原料の使用量を計算により求めることが可能であるため、これらの情報が記された書類を原料帳簿として扱うことを認める。
- (3) 新規則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号ニに規定する「原料規格に定めのある原料を使用した場合」とは、原料規格の原料を原料規格の設定された肥料に使用した場合であり、原料規格の原料でないもの（既に登録を行っている肥料など）を原料規格の設定された肥料に使用した場合や、原料規格の原料を原料規格が設定されていない肥料に使用した場合はこれに該当せず、原料規格への適合性を確認できる事項の記録は不要である。

原料規格への適合性を確認できる事項は、産業副産物にあっては発生元の事業者、生産工程等であり、試薬や工業用薬品にあってはその安全データシート等である。なお、輸入肥料の場合は、発生元の事業者は業種で代替できる。

なお、登録は行っていない肥料であって、原料規格の設定された肥料に相当するもの（例：副産肥料相当品）を肥料の原料として使用する場合には、当該肥料が公定規格に適合することを確認するため、当該原料肥料の原料が原料規格に適合することを確認できる事項が記載された書類の備

付けを要請する。

- (4) 新規則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号ホについて、保証票に使用しないことがある旨を明記した上で名称に () を付して記載した組成均一化促進材については、原料帳簿に必要事項の記載が無い場合は当該材料を使用していないものと判断する。また、指定混合肥料については、保証票に表示しない材料（粒状化促進材等）等は、当該規定の対象ではないが、指定混合肥料に使用可能な材料かどうか確認するため、また、特殊肥料等入り指定混合肥料や土壌改良資材入り指定混合肥料の配合割合の表示の適正性を確認するため、材料の種類、名称及び使用量を確認できる情報が記された書類を原料帳簿に準じて取り扱うよう要請する。
- (5) 新規則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号ホ及びへに規定する、材料及び異物の「入手先」については、材料及び異物が原料肥料に由来する場合には、原料肥料の入手先の情報により、当該材料及び異物の入手先を確認することが可能であるため、当該情報が記された書類を原料帳簿として扱うことを認める。
- (6) 新規則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号チに規定する「裏付けとなる根拠」とは、ロットごとの原料の配合割合、原料の成分、原料又は製品の分析結果から保証成分量を定めた指定配合肥料又は指定化成肥料にあつては原料又は製品のロットごとの分析結果、非水溶化が生じた指定混合肥料にあつては保証又は表示の基になった分析結果、汚泥肥料等、特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料にあつては表示の基になった分析結果等である。上記の「分析結果」を求める際の分析法については、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が定める肥料等試験法とする。なお、一般にロットとは、原料、生産方法及び品質が同じと考えられる製品のひとまとまりのことをいう。ここでは、製品の品質確保に影響する要因として、受け入れる原料の品質や製造設備の性能等を考慮して、例えば、一度の原料投入により生産される包装品を 1 ロットとするなど、同等の品質として管理する単位を各事業場における生産の実態を考慮した上で判断する。
- (7) 新規則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号リに規定する「化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすことが確認できる事項」とは、使用した原料の名称、種類、配合割合及び保証成分量又は表示成分量、原料の分析結果、生産直後の非水溶化が生じた主成分の分析結果、生産から 4 週間以降が経過した後の分析結果等であ

る。

- (8) 新規則第 25 条の 2 第 1 項第 2 号ハ及びニについて、特殊肥料であっても、原料及び材料の表示に係る原料帳簿の備付けは必要であり、普通肥料と基本的に同様の考えで行うこととした。しかしながら、立入検査の際に、生産している肥料の原料構成を容易に確認できる場合についてまで、原料帳簿の備付けを義務付けることは肥料生産事業者等への過度な負担を強いるおそれがある。このため、自社発生の家畜ふんと水分調整用の植物質原料のみを用いる畜産農家に対しては、他法令の規定により、家畜ふんの発生量が備え付けられていること等を踏まえ、立入検査の際に現場を確認することで原料構成を把握することは可能であることから、同号ハに規定する原料帳簿の備付けの対象外とした。

第 3 主成分（石灰及び硫黄）の拡大について

肥料生産業者等からの要望を踏まえ、「有効石灰」及び「有効硫黄」を、主成分として取り扱うこととした。

カルシウム及び硫黄は、従来は土壌の酸度又は塩基度の矯正を目的として、アルカリ分又は硫黄分全量として保証又は表示していたところである。今回の改正で、カルシウム及び硫黄を植物の栄養に供することを目的として、有効石灰については「可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰」を、有効硫黄については「可溶性硫黄」を保証又は表示できることとした。

「有効石灰」又は「有効硫黄」が保証できる普通肥料は、硝酸石灰、硫酸アンモニア等当該肥料の公定規格で含有すべき主成分として「有効石灰」又は「有効硫黄」が定められているもの及び法第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる普通肥料である。

「有効石灰」又は「有効硫黄」が表示できる肥料は、普通肥料にあつては「特殊肥料等入り指定混合肥料」及び「土壌改良資材入り指定混合肥料」であり、特殊肥料にあつては、「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」である。

新たに追加された主成分である「可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰」及び「可溶性硫黄」の測定法については、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が定める肥料等試験法によるものとした。

また、「有効石灰」及び「有効硫黄」を表示する際は、以下のとおり、表示値に対する許容差を設けた。

(参考) 有効石灰及び有効硫黄の表示値に対する許容差

表示値	許容差
-----	-----

1.5%未満	±0.3%
1.5%以上～5%未満	表示値の±20%
5%以上～10%未満	±1%
10%以上	表示値の±10%

「汚泥肥料」、「水産副産物発酵肥料」、「硫黄及びその化合物」、「特殊肥料等入り指定混合肥料」及び「土壌改良資材入り指定混合肥料」の保証票においては、「主要な成分の含有量」と記載することとされていたが、今後は「主成分の含有量」と記載することとした。

第4 普通肥料の表示基準の整備について

1 普通肥料の表示基準（新法第21条）について

農業者が肥料に求める品質や機能が多様化しており、成分量や原料以外にも、肥料生産業者の任意で、保証票の外での様々な品質表示が行われている。これらの品質表示は農業者が使用する際の重要な判断基準となっていることから、肥料の公正な取引の確保のためには、その適正性を確保する必要がある。旧法第21条に規定していた表示命令は、農林水産大臣又は都道府県知事がそれぞれ行うことができたが、新法により、農林水産大臣が一律に適用される表示基準を定める仕組みに改めた。今回の改正にて定めた表示基準については、旧法下において農林水産大臣が定めていた表示事項を基準としたが、今後、新たな危害要因等について、表示の必要性が生じた場合には、表示事項の追加を行うこととなる。また、都道府県においては、表示基準を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができることとした。

2 表示基準に関する指示等（新法第22条の3）について

普通肥料又は特殊肥料の表示基準のうち一部（消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるもの）については、新法第22条の3第1項に基づく農林水産大臣の指示を受けた者が当該指示に従わなかった場合には、同条第3項に基づき、指示に係る措置をとるべきことを命ずることができることとし、さらに、命令に従わない場合には、新法第31条及び第39条に基づき行政処分及び罰則の対象とすることとした。なお、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものは、普通肥料にあつては「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件」（令和3年6月14日農林水産省告示第1015号）第1及び第2に規定する表示事項及び遵守事項と、特殊肥料にあつては「特殊肥料の品質表示基準を定める件」（平成12年8月31日農林水産省告示第1163号）のうち、BSE発生防止に係る表示事項と

した。

第5 公定規格の見直しについて

公定規格については、農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）や肥料関係者との意見交換を踏まえ、肥料コスト低減のため、規格の統合や副産物原料の肥料としての利用を促進するべく、以下のとおり見直しを行うこととした。（公定規格告示）

1 副産系肥料等の規格の統合

公定規格のうち産業副産物を原料とする副産系肥料については、窒素質肥料、りん酸質肥料等のように、その主成分ごとに規格を定めてきたところであるが、産業副産物は一主成分だけを含有していることはほとんどないため、その主成分に縛られない規格として「副産肥料」及び「液状肥料」という新たな規格を設定することとした。

ただし、副産物の由来が、有機質か否かにより肥料の価値が異なることから、「副産植物質肥料」と「副産動物質肥料」とを統合し、「副産動植物質肥料」の規格を新設することで「副産肥料」と明確に区別することとした。

汚泥肥料等のうち、下水汚泥肥料など汚泥を名称に含む6種類の肥料の規格については、現状の肥料生産においても原料の変更や混合が頻繁に行われている実態にあるため、「汚泥肥料」に統合することとした。

なお、焼成した汚泥を熔融した熔融汚泥灰けい酸りん肥及び熔融汚泥灰複合肥料については、重金属の混入リスクがほとんどないことがわかってきたことから、それぞれ熔融けい酸りん肥、熔融複合肥料に統合することとした。

（参考）副産系肥料等の規格の統合

改正前	改正後
副産窒素質肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガン肥料	副産肥料
副産植物質肥料、副産動物質肥料	副産動植物質肥料
副産石灰肥料	副産石灰肥料 (変更無し)
液状副産窒素質肥料、液状窒素質肥料、液体りん酸肥料、液状複合肥料、液体副産マンガン肥料、液体微量元素複合肥料	液状肥料
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料	汚泥肥料
熔融けい酸りん肥、熔融汚泥灰けい酸りん肥	熔融けい酸りん肥

2 新たな規格の設定

未利用資源の有効活用を促進するため、原料規格で定める食品製造業等における主産物製造廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を原料とする肥料については、有害物質の混入のおそれが少ないことから、従前は「工業汚泥肥料」又は当該肥料を堆積又は攪拌し、腐熟させた「汚泥発酵肥料」に分類されていたが、成分保証が可能な肥料として生産できるよう「菌体肥料」という新たな規格を設定することとした。なお、「菌体肥料」に該当する肥料については、引き続き「汚泥肥料」としての登録も可能である。

また、「硫酸カルシウム」については、単一化合物として新たな公定規格を設定した。

加えて、国際取引基準との整合性確保等の観点から、従来は「化成肥料」に分類されていたもののうち、「りん酸アンモニア」、「硝酸加里」及び「りん酸加里」についても、単一化合物として新たな公定規格を設定することとした。なお、これらの新設された公定規格に適合する肥料は、従前の「化成肥料」としての登録も可能である。

3 複数の肥料を混合して生産する肥料に原料として使用できる肥料の拡大

産業副産物の利用促進の観点から、複数の肥料を混合して生産する肥料へ使用できる産業副産物由来原料の範囲を以下のとおり拡大することとした。

「混合窒素肥料」、「混合りん酸肥料」、「混合加里肥料」、「化成肥料」、「配合肥料」、「混合動物排せつ物複合肥料」、「混合堆肥複合肥料」、「混合汚泥複合肥料」、「成形複合肥料」、「混合石灰肥料」、「混合苦土肥料」、「混合マンガン肥料」及び「混合微量元素複合肥料」について、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料及び微量元素複合肥料を、一律に原料として使用することを可能とした。

化成肥料等の複合肥料において原料となるけい酸質肥料は、「シリカゲル肥料」に限定していたが、全てのけい酸質肥料について使用することを可能とした。

4 主成分の拡大

(1) 保証できる主成分の大幅な拡大

複数の肥料を混合して生産する肥料、副産物を利用して生産する肥料、有機質肥料等には、苦土、マンガン、ほう素といった多様な肥料成分が含まれているものがあるが、旧法では肥料の種別に応じて保証する主成分を

定めており、これらの成分を保証することができなかった。新法においては、肥料の種別に応じて保証する主成分を定める規定を削除して、含有すべき主成分について、広く保証可能となるようにするとともに、併せて公定規格を見直して含有すべき主成分を大幅に拡大した。

このことについては、第7及び第8も参照ありたい。

- (2) 石灰及び硫黄の主成分への追加
第3を参照ありたい。

5 最低保証成分量の引下げ

(1) 複数の肥料を混合して生産する肥料について、従来、含有すべき主成分の最小量が高い水準に設定されており、肥料生産業者等が配合の組合せ等の工夫を生かした製品開発を行う障壁になっているとの意見を踏まえ、これら混合系の肥料について当該最小量を引き下げることにした。

(2) 国際取引される肥料の規格が実態と比べて高い水準に設定されていることから、海外依存度の高い以下の肥料について含有すべき主成分の最小量を引き下げることにした。

肥料の種類名	主成分名	最小量(%)	
		改正前	改正後
熔成りん肥	く溶性りん酸	17.0	16.0
	く溶性苦土	12.0	11.0
	可溶性けい酸	20.0	19.0
硫酸加里苦土	水溶性加里	16.0	12.0
	水溶性苦土	8.0	5.0
なたね油かす及びその粉末	りん酸全量	2.0	1.9

6 「その他の制限事項」の見直しについて

(1) 今回の公定規格の見直しで、原料規格が設定された普通肥料のうち、要植害確認原料を使用するもの及び当該普通肥料を原料として使用する普通肥料については、その他の制限事項において、新法第7条の規定に基づき、当該要植害確認原料が植害試験の調査を受け害が認められないものでなければならないこととした。

(2) これまでは、同一種類の肥料であっても、登録の有効期間（3年又は6年）ごとにそれぞれ規格を設定していたが、今回の見直しで、同一種類の肥料については、登録の有効期間（3年又は6年）にかかわらず規格を一

つに統合した。

このため、一つの規格の中で登録の有効期間を定める必要性が生じたことから、その他の制限事項において、三年原料（公定規格告示原料規格第1中1の項ロ、原料規格第2中1の項ヲ、2の項ホ、3の項へ、4の項ホ、5の項ハ、6の項ル、7の項ホ、8の項ロ、9の項ハ、10の項ヌ、11の項ヌ、12の項ハ、13の項ロ又は14の項に掲げる原料（登録の有効期間が6年の肥料又は当該肥料を原料として使用する肥料の製造において生じたものを除く。）をいう。）を使用した肥料又は登録の有効期間が3年である肥料（以下「三年肥料等」という。）を原料として使用する肥料にあつては3年、三年肥料等を使用しない肥料にあつては6年であると規定した。なお、登録の有効期間が6年である肥料については、登録証の「その他の制限事項」として、三年肥料等を使用しない旨を記載することとする。

第6 種類の名称が変更された肥料に係る登録等について

公定規格の改正により、一部の普通肥料について、類似した複数の規格を統合して肥料の種類の名称を改正することとした（例：副産窒素肥料等を副産肥料に統合。）。

このように、規格が統合される肥料については、統合後の規格に適合している場合には、統合後の種類名（例：「副産窒素肥料」、「副産りん酸肥料」、「副産加里肥料」、「副産複合肥料」、「副産苦土肥料」及び「副産マンガン肥料」については、「副産肥料」）として有効期間の更新を受けることができるものとする。ただし、従前と同様、法第14条第4号に該当する場合（保証成分量又は登録証に記載されたその他の規格を変更したとき）はこの限りではなく、新たに登録を受ける必要がある。

また、元々「化成肥料」に該当することとしていた「りん酸アンモニア」、「硝酸加里」及び「りん酸加里」（以下「りん酸アンモニア等」という。）を、諸外国におけるりん酸アンモニア等の取扱いを踏まえ、個別の公定規格として新設した。令和3年12月1日以降も、りん酸アンモニア等に該当する肥料であっても、「化成肥料」として登録を受けることは可能であるものとする。また、「化成肥料」として令和3年12月1日より前に申請し登録を受けているりん酸アンモニア等に該当する肥料については、「化成肥料」又はりん酸アンモニア等のいずれでも登録の有効期間の更新を受けることができるものとし、更新の際に、いずれの肥料の種類として更新を受けるかを選択することとする。ただし、選択が可能であるのは、施行日以降最初の更新時のみとし、このとき以降で「化成肥料」又はりん酸アンモニア等に規格を切り替えるためには、再度登録を受ける必要があることとする。

なお、当該改正の施行日以前に登録又は登録有効期間の更新が申請されたものであって、施行日以降に登録又は有効期間が更新される場合については、旧

規格での登録又は有効期間の更新が行われる。

農政局長等及び都道府県知事におかれては、登録又は有効期間の更新が円滑に行えるよう、肥料生産業者等に対して、登録又は有効期間の更新の申請に当たり、当該申請窓口への事前の相談を活用するよう指導願いたい。

(参考) 申請の取扱い

農林水産大臣の登録については、原則として毎月 10 日、25 日に申請書を取りまとめて処理している。このため、以下のとおりとする。

- ・令和 3 年 11 月 25 日に取りまとめられたものは、旧規格で登録。
- ・令和 3 年 12 月 10 日に取りまとめられたもののうち、令和 3 年 11 月 25 日から 11 月 30 日に申請されたものは旧規格で、令和 3 年 12 月 1 日以降に申請されたものは新規格で登録。

登録有効期間の更新については、有効期間満了の 30 日前までに申請が必要である。このため、有効期間が令和 3 年 12 月 31 日以降のもので、令和 3 年 12 月 1 日以降に申請したものは新規格で更新する。有効期間が令和 3 年 12 月 31 日より前のもの及び有効期間が令和 3 年 12 月 31 日以降のもので令和 3 年 12 月 1 日より前に申請したものは、旧規格で更新する。

第 7 種別の廃止及び主成分について

肥料の主成分（有効成分）は、肥料の種別ごとに政令で定めるものとしてきたが、公定規格の再編に合わせ、種別ごとに主成分を定める仕組みを廃止し、また、これに伴い、種別そのものについても廃止することとした。なお、公定規格上は、規格の見やすさの観点から、肥料の流通上一般的な分類として「窒素質肥料」等の名称は存置している。

また、政令で定める主成分以外の成分も含む概念であった「主要な成分」との規定を「主成分」との規定に統一するものとした。当該改正にかかわらず、引き続き、普通肥料（汚泥肥料等、指定混合肥料を除く。）にあつては公定規格に、指定配合肥料及び指定化成肥料にあつては新規則第 11 条第 8 項に、汚泥肥料等、特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料にあつては「肥料の品質の確保等に関する法律第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件」（平成 12 年 1 月 27 日農林水産省告示第 96 号）に、特殊肥料にあつては「特殊肥料の品質表示基準を定める件」（平成 12 年 8 月 31 日農林水産省告示第 1163 号）に定める主成分を用いるものとする。

第 8 主成分の追加等に伴う指定混合肥料の保証方法の整備

公定規格告示の改正等を踏まえ、「肥料の品質の確保等に関する法律施行規

則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件」(昭和59年3月16日農林水産省告示第699号)について、規定の整備を行うとともに、保証の特例について以下のように改正した。

1 原料として使用した普通肥料において、く溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された指定配合肥料の、く溶性りん酸又は可溶性りん酸の保証に当たっては、く溶性りん酸のみ保証することを認めていたところ、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかを選択して保証するものとした。なお、く溶性りん酸の設計値として、以下により求めた値を合算した値を認めることとし、可溶性りん酸の保証に当たっては、可溶性りん酸の分量を過大に評価するおそれがあることから、原料の保証分量を用いた設計値に基づいて保証分量を定めることは認めないものとした。

(1)原料として使用した普通肥料のうちく溶性りん酸を保証するものごとに当該く溶性りん酸の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(2)原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸を保証しないものごとに当該可溶性りん酸の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(3)原料として使用した普通肥料のうち水溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸及び可溶性りん酸のいずれも保証しないものごとに当該水溶性りん酸の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

2 原料として使用した普通肥料においてアルカリ分及び有効石灰が保証された指定配合肥料のこれらの成分の保証については、アルカリ分又は有効石灰のいずれかを選択して保証するものとした。ただし、「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規程に基づき、化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件」(令和2年11月5日農林水産省告示第2159号)に規定する要件を満たす場合には、有効石灰の保証のみを認めるものとした。アルカリ分の保証分量の設定に当たっては、原料の保証分量又は分析結果を用いた設計値に基づく保証分量の設定のみを認めることとする。また、原料として使用した肥料においてアルカリ分及び有効石灰が保証され又は含有量が記載された指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料においては、有効石灰の保証又は表示のみを認め、アルカリ分の保証又は表示を認めない。

3 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性石灰の非水溶化

が生じた指定配合肥料の水溶性石灰の保証については、当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認した水溶性石灰の含有量の100分の80以上で、かつ、当該含有量を超えない範囲内の数値で新規則第11条第8項第5号及び第6号の規定により保証するものとした。ただし、当該指定配合肥料の生産業者が最も非水溶化が生じる条件下において当該指定配合肥料の水溶性石灰の含有量を確認した場合には、当該含有量の100分の80以上で、かつ、当該含有量を超えない範囲内の数値で新規則第11条第8項第5号及び第6号の規定により保証することができることとした。なお、原料として使用した普通肥料において保証された水溶性石灰の非水溶化が生じた指定化成肥料の水溶性石灰の保証についても同様とすることとした。

第9 経過措置について

1 登録等に係る経過措置について

改正法附則第2条の規定により、令和3年12月1日より前にされた旧法第6条第1項（旧法第33条の2第6項において準用する場合を含む。）の登録の申請又は旧法第12条第2項（旧法第33条の2第6項において準用する場合を含む。）の登録の有効期間の更新の申請であって、令和3年12月1日において登録又は登録の有効期間の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例によることとした。

また、多数の普通肥料の有効期間が3年から6年になるが、改正省令附則第2条第2項の規定により、改正省令の施行の際現に旧法第4条各項の規定による登録を受けている普通肥料の登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例によることとしており、登録の有効期間は3年のままである。

2 肥料の種類の名称の改正に伴う肥料の配合等に係る経過措置について

一部の普通肥料について、肥料の種類の名称を改正することとなる（例：下水汚泥肥料等を汚泥肥料に統合。）が、改正省令附則第2条第1項の規定により、改正省令の施行の際現に登録を受けている普通肥料を指定混合肥料の原料として使用する場合は当該原料への新規則第1条の3の規定の適用については、原料として使用する普通肥料がその登録の更新を受けるまでは、なお従前の例によることとした（例：新規則別表において、下水汚泥肥料等が汚泥肥料に統合されたが、これは、令和3年12月1日以降、登録の有効期間が残っている下水汚泥肥料を指定混合肥料に使用できるようになったことを意味しない。）。

また、「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、

第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件」(令和3年6月14日農林水産省告示第1009号)附則第3項の規定により、肥料の種類が改められることとなる普通肥料のうち令和3年12月1日より前に登録を受けたものの種類を保証票に記載する場合、令和3年12月1日より前の登録が有効である間にも、改正後の公定規格告示に規定する種類の名称を記載することができるものとした。

ただし、第6の規定により施行後最初の有効期間の更新の際に別の規格への変更が可能なものについて、当該更新前に改正後の公定規格に規定する種類の名称を保証票に記載する場合にあっては、当該名称以外の肥料の種類での有効期間の更新は原則としてできないこととする。

さらに、令和3年12月1日において、現に登録を受けている普通肥料であって、指定混合肥料の原料に使用されるものに係る、改正後の「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第11条第8項ただし書及び同条第9項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主成分の含有量の記載の方法の特例を定める件」(昭和59年3月16日農林水産省告示第699号)第1項第11号(同告示第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、原料として使用する普通肥料がその登録の更新を受けるまでは、なお従前の例によるものとした。

3 保証票等に係る経過措置について

- (1) 保証票に従前「主要な成分」と記載していた語を「主成分」に統一することとなるが、改正省令附則第3条第2項の規定により、令和3年12月1日において現に登録若しくは仮登録を受け、又は届出がされた普通肥料については、当分の間、なお従前の例によることができることとし、保証票に「主要な成分」との記載のままであることを認めることとした。
- (2) 改正省令附則第3条第3項の規定により、登録若しくは仮登録を受け、又は届出がされた普通肥料に使用される容器又は包装であって、令和3年12月1日において旧規則に適合する保証票が付されているものについては、令和3年12月1日から3年の間、新規則に適合する保証票が付されているものと見なすこととした。
- (3) 「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件」(令和3年6月14日農林水産省告示第1009号)附則第2項の規定により、新たに全ての原料を保証票に記載しなければならないものとされた原料表示告示別表第2

に掲げる肥料（乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料、菌体肥料、仮登録肥料）の容器又は包装に付される保証票への原料の記載方法については、当該肥料がその登録又は仮登録の更新を受け、又はその有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例によることができるものとした。

4 帳簿に係る経過措置について

改正法附則第6条の規定により、新法第27条第1項及び第2項並びに第33条の2第4項の規定は、令和3年12月1日以降に輸入し、購入し、又は販売する肥料について適用し、同日より前に輸入し、購入し、又は販売した肥料については、なお従前の例によることとした。

5 罰則に係る経過措置について

改正法附則8条の規定により、令和3年12月1日より前にした行為及び改正法附則第6条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和3年12月1日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

6 書類及び用紙に係る経過措置について

改正省令第3条第1項の規定により、令和3年12月1日において現にある旧規則の様式により使用されている書類については、新省令の様式によるものとみなすこととした。

また、改正省令第3条第4項の規定により、令和3年12月1日において現にある旧規則の様式による用紙（申請書など）については、当分の間、手書きで改正部分を修正するなど、取り繕って使用することができることとした。

第10 関係通知の整理について

1 「特殊肥料検査成績の公表について」（昭和52年11月24日付け52農蚕第6921号農蚕園芸局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式を別紙新旧対照表Ⅰのとおり改める。

2 「肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締りについて」（昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

通達中「副産窒素肥料」を「副産肥料」に、「液状複合肥料」を「液状肥料」に改め、「液体微量要素複合肥料」を削り、「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第19条の2第1項の規定に基づき表示を要する普通肥料

及びその表示事項を定める件（昭和 59 年 3 月 16 日農林水産省告示第 701 号）及び都道府県の規則等」を「「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件」（令和 3 年 6 月 14 日農林水産省告示第 1015 号）」に改め、「主要な成分」を「主成分」に改める。

別添 1 を別紙新旧対照表Ⅱのとおり改める。

3 「今後の肥料検査業務について」（平成 6 年 11 月 10 日付け 6 農蚕第 4714 号農蚕園芸局長通知）を廃止する。

4 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成 16 年 2 月 26 日付け 15 消安第 6398 号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

通知中「副産りん酸肥料」を「副産肥料」に、「「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件」（昭和 59 年農林水産省告示第 701 号）」を「「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件」（令和 3 年 6 月 14 日農林水産省告示第 1015 号）」に、「混合汚泥肥料」を「汚泥肥料」に、「主要な成分」を「主成分」に改める。

5 「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成 22 年 1 月 4 日付け 21 消安第 8798 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

通知中「昭和 59 年 3 月 16 日農林水産省告示第 701 号（肥料取締法施行規則第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件）」を「令和 3 年 6 月 14 日農林水産省告示第 1015 号（肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件）」に改める。

6 「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」（平成 23 年 6 月 24 日付け 23 消安第 1893 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

通知中「下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料及び汚泥発酵肥料」を「汚泥肥料」に改める。

7 「動物の排せつ物に凝集促進材を混合したものを原料とする肥料の登録手続について」（平成 29 年 9 月 4 日付け 29 消安第 2975 号農林水産省消費・安

全局長通知)の一部を次のように改正する。

通知中「原料とする「し尿汚泥肥料」、「混合汚泥肥料」、「焼成汚泥肥料」又は「汚泥発酵肥料」を「原料とする「汚泥肥料」に改める。

- 8 「「肥料取締法の一部を改正する法律」の施行について」(令和2年12月1日付け2消安第3846号農林水産省消費・安全局長通知)の一部を次のように改正する。

通知中「主要な成分」を「主成分」に、「下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料及び混合汚泥複合肥料」を「汚泥肥料」に改める。

附 則

本通知は令和3年12月1日から施行する。

改正後	改正前																				
<p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">特殊肥料検査成績の公表</p> <p>肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)第 30 条第 7 項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を下記のとおり公表する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇県知事 氏 名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">年 月分</p> <table border="1" data-bbox="197 689 1088 842"> <thead> <tr> <th>特殊肥料の種類名</th> <th>生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者</th> <th>届出名(及び商品名)</th> <th>検査の結果</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。 TN－窒素全量、AN－アンモニア性窒素、NN－硝酸性窒素、 TP－りん酸全量、CP－く溶性りん酸、SP－可溶性りん酸、 WP－水溶性りん酸、 TK－加里全量、CK－く溶性加里、WK－水溶性加里、 SMg－可溶性苦土、CMg－く溶性苦土、WMg－水溶性苦土、 <u>SCaO－可溶性石灰、CCaO－く溶性石灰、WCaO－水溶性石灰、</u> SSi－可溶性けい酸、WSi－水溶性けい酸、 SMn－可溶性マンガン、CMn－く溶性マンガン、WMn－水溶性マンガン、 CB－く溶性ほう素、WB－水溶性ほう素、AL－アルカリ分、 TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCaO－石灰全量、 <u>SS－可溶性硫黄、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量</u></p> <p>注) 1. 特殊肥料の種類名の欄には、「特殊肥料等の指定」(昭和 25</p>	特殊肥料の種類名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果	備考						<p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">特殊肥料検査成績の公表</p> <p>肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号)第 30 条第 7 項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を下記のとおり公表する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇県知事 氏 名 農林水産大臣 氏 名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">年 月分</p> <table border="1" data-bbox="1155 689 2047 842"> <thead> <tr> <th>特殊肥料の指定名</th> <th>生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者</th> <th>届出名(及び商品名)</th> <th>検査の結果</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。 TN－窒素全量、AN－アンモニア性窒素、NN－硝酸性窒素、 TP－りん酸全量、CP－く溶性りん酸、SP－可溶性りん酸、 WP－水溶性りん酸、 TK－加里全量、CK－く溶性加里、WK－水溶性加里、 SMg－可溶性苦土、CMg－く溶性苦土、WMg－水溶性苦土、 SSi－可溶性けい酸、WSi－水溶性けい酸、 SMn－可溶性マンガン、CMn－く溶性マンガン、WMn－水溶性マンガン、 CB－く溶性ほう素、WB－水溶性ほう素、AL－アルカリ分、 TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCaO－石灰全量、 C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量</p> <p>注) 1. 特殊肥料の指定名の欄には、「特殊肥料等の指定」(昭和 25</p>	特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果	備考					
特殊肥料の種類名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果	備考																	
特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果	備考																	

年6月20日農林省告示第177号。以下「告示」という。)により指定されたそれぞれの肥料の種類名を記載する。なお、記載の順序は、告示中の指定の順序に従うものとする。

2. 肥料の名称（及び商品名）の欄には、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項に基づき届け出された肥料の名称を記載するが、当該名称とは別に一般に販売される場合に使用される商品名があればかっこ書きで記載する。

3 検査の結果の欄には、分析検査を実施した場合にはその成分名を、分析結果が表示値の誤差の範囲を逸脱する場合には「表示値が過小」又は「表示値が過大」である旨を記載するものとする。鑑定検査の結果、不適切な原料の使用が確認された場合等については、当該欄にその内容を記載することとする。

年6月20日農林省告示第177号。以下「告示」という。)により指定されたそれぞれの肥料の名称を記載する。なお、記載の順序は、告示中の指定の順序に従うものとする。

2. 届出名（及び商品名）の欄には、肥料取締法第22条第1項に基づく届出名称を記載するが、届出名称とは別に一般に販売される場合に使用される商品名があればかっこ書きで記載する。

3 検査の結果の欄には、分析検査を実施した場合にはその成分名及び含有量を記載するものとする。鑑定検査の結果、不適切な原料の使用が確認された場合等については、当該欄にその内容を記載することとする。

改正後	改正前
<p>別添1 植物に対する害に関する栽培試験の方法</p> <p>1. 試験容器等</p> <p>(1) 試験容器 試験容器は内径11.3センチメートル、高さ6.5センチメートルの鉢（ノイバウエルポット）を用い、下記2の(3)のイの各試験区ごとに<u>8連</u>とする。</p> <p>(2) <u>供試試料</u> 供試試料は、法第6条の規定に基づき提出する見本肥料と<u>同等の肥料又はその原料</u>とする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 試験の手順</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>試料の調製</u> 供試試料は、粉碎して1ミリメートルの目のふるいを通す。ただし、水分の多い肥料等でこの調製が困難な場合には、<u>乾燥後にできるだけ細かく砕く等の方法で、均質化する。</u></p> <p>(3) <u>試料の施用</u> イ. <u>施用の設計（試験区）</u> (イ) 試験区は、<u>供試試料区及び標準区</u>を設ける。</p>	<p>別添1 植物に対する害に関する栽培試験の方法</p> <p>1. 試験容器等</p> <p>(1) 試験容器 試験容器は内径11.3センチメートル、高さ6.5センチメートルの鉢（ノイバウエルポット）を用い、下記2の(3)のイの各試験区ごとに<u>2連以上</u>とする。</p> <p>(2) <u>供試肥料等</u> イ. <u>供試肥料</u>は、法第6条の規定に基づき提出する見本肥料と<u>同等品のもの</u>とする。 ロ. <u>対照肥料は、供試肥料と原料、生産工程、保証成分量等が類似している普通肥料（仮登録肥料及び指定配合肥料を除く。）を選定するものとする。</u> ただし、<u>供試肥料が無機質肥料である場合には、硫酸アンモニア、過りん酸石灰又は塩化加里を用いてもよい。</u></p> <p>(3) <u>供試土壌</u> 供試土壌は、<u>土性が壤土又は砂壤土の沖積土又は洪積土とする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2. 試験の手順</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>肥料の調製</u> 供試肥料及び対照肥料は、<u>それぞれ粉碎して1ミリメートルの目のふるいを通す。ただし、水分の多い肥料等でこの調製が困難な場合には、できるだけ細かく砕き、均質化する。</u></p> <p>(3) <u>肥料の施用</u> イ. <u>施肥の設計（試験区）</u> (イ) 試験区は、<u>供試肥料及び対照肥料を用いた標準量施用区、2倍量施用区、3倍量施用区及び4倍量施用区並びに標準区</u>を設ける。</p>

(ロ) 供試試料区

① 供試試料の試験容器当たりの施用量（以下「標準施用量」という。）は、窒素を保証する肥料、汚泥肥料（専ら原料規格第3中4の項に掲げる原料を使用したものを除く。）、水産副産物発酵肥料、原料規格第2に掲げる肥料原料（主として窒素を含有するものに限る。）又は原料規格第3に掲げる肥料原料（原料規格第3中4の項及び6の項に掲げるものを除く。）であって、液状でないものの場合は、Nとして100ミリグラム（乾物当たりの窒素成分量が2パーセント以下のものにあつては、試料の乾物換算重量で5グラム）、窒素を保証せず、りん酸を保証する肥料又は原料規格第2に掲げる肥料原料（主としてりん酸を含有するものに限る。）であつて、液状でないもの場合は P_2O_5 として100ミリグラム（りん酸吸収係数の高い土壌であるため、りん酸の施用量が不足するおそれのある場合には、100～200ミリグラム。）、窒素及びりん酸を保証せず、加里を保証する肥料又は原料規格第2に掲げる肥料原料（主として加里を含有するものに限る。）であつて、液状でないもの場合は K_2O として100ミリグラムとなる量とする。

また、すべての供試試料区について、N、 P_2O_5 及び K_2O としてそれぞれ試験容器当たり25ミリグラムに相当する硫酸アンモニア、過りん酸石灰及び塩化加里を施用する。

(削る。)

② 供試試料が液状の肥料、液状の肥料原料、①に該当するもの以外の肥料、原料規格第2に掲げる肥料原料（窒素、りん酸又は加

(ロ) 供試肥料における試験区

① 供試肥料が窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料又は複合肥料の場合の標準量施用区の試験容器当たりの施用量（標準施用量）は、試験容器当たり、窒素質肥料又は窒素成分を保証した複合肥料ではNとして100ミリグラム、りん酸質肥料又は窒素成分を保証しない複合肥料では P_2O_5 として100ミリグラム（りん酸吸収係数の高い土壌であるため、りん酸の施用量が不足するおそれのある場合には、100～200ミリグラム。以下同じ。）、加里質肥料では K_2O として100ミリグラムとなる量として、この施用量を基準として、標準量施用区、2倍量施用区、3倍量施用区及び4倍量施用区を設ける。

この場合、N、 P_2O_5 又は K_2O として、試験容器当たり100ミリグラムに満たない成分があるときには、当該成分について、試験容器当たり100ミリグラムの量になるように硫酸アンモニア、過りん酸石灰又は塩化加里を施用する。

② 供試肥料が有機質肥料の場合の標準施用量は、試験容器当たり、Nとして100ミリグラム（乾物当たりの窒素成分量が2パーセント以下のものにあつては、肥料の乾物換算重量で5グラム）となる量とし、この施用量を基準として、標準量施用区、2倍量施用区、3倍量施用区及び4倍量施用区を設ける。

これらの場合、すべての試験区について、N、 P_2O_5 及び K_2O としてそれぞれ試験容器当たり25ミリグラム（ P_2O_5 については、りん酸吸収係数の高い土壌であるため、りん酸の施用量が不足するおそれのある場合には25～50ミリグラム。（ニ）において同じ。）に相当する硫酸アンモニア、過りん酸石灰及び塩化加里を施用する。

③ 供試肥料が窒素、りん酸及び加里のいずれの成分も保証しない普通肥料の場合の標準施用量は、その保証する主要な成分の通常

里以外の主成分を主として含有するものに限る。)又は原料規格第3に掲げる肥料原料(原料規格第3中4の項又は6の項に掲げるものに限る。)の場合の標準施用量は、その含有する主成分の通常の施用量から定めることとする。ただし、当該供試試料がアルカリ分を保証する肥料又は主としてアルカリ分を含有する肥料原料の場合の標準施用量は、試験容器当たり、アルカリ分として0.5グラム(供試土壌が火山灰土壌等の強酸性土壌にあつては1グラム)となる量とする。

また、すべての供試試料区について、N、P₂O₅及びK₂Oとしてそれぞれ試験容器当たり2.5ミリグラムに相当する硫酸アンモニア、過りん酸石灰及び塩化加里を施用する。

(削る。)

(ハ) 標準区

標準区は、N、P₂O₅及びK₂Oとして、それぞれ試験容器当たり2.5ミリグラムに相当する硫酸アンモニア、過りん酸石灰及び塩化加里を施用した試験区とする。

ロ 施用の方法

供試試料等は、試験容器全体の土壌と均一となるようよく混合して施用する。

(4) 作物のは種

イ は種量

は種量は、試験容器当たり20粒とする。

ロ (略)

(5) (略)

3. 調査の内容

調査は、別表の調査項目について行う。

別表

調査対象	調査項目
供試土壌	イ. (略) ロ. <u>沖積土又は洪積土の別</u>

用量から定めることとし、①に準じて各試験区を設ける。

ただし、当該供試肥料がアルカリ分を保証するものの場合の標準施用量は、試験容器当たり、アルカリ分として0.5グラム(供試土壌が火山灰土壌等の強酸性土壌にあつては1グラム)となる量とし、この施用量を基準として、標準量施用区、2倍量施用区、3倍量施用区及び4倍量施用区を設ける。これらの場合、すべての試験区について、N、P₂O₅及びK₂Oとしてそれぞれ試験容器当たり100ミリグラムに相当する硫酸アンモニア、過りん酸石灰及び塩化加里を施用する。

(ハ) 対照肥料における試験区

対照肥料を用いた試験区は、供試肥料を用いたものに準じて設ける。

(二) 標準区

標準区は、N、P₂O₅及びK₂Oとして、それぞれ試験容器当たり2.5ミリグラムに相当する硫酸アンモニア、過りん酸石灰又は塩化加里を施用した試験区とする。

ロ 施肥の方法

肥料は、試験容器全体の土壌と均一となるようよく混合して施用する。

(4) 作物のは種

イ は種量

は種量は、試験容器当たり20粒又は25粒とする。

ロ (略)

(5) (略)

3. 調査の内容

調査は、別表の調査項目について行う。

別表

調査対象	調査項目
供試土壌	イ. (略) ロ. <u>土壌(沖積土、洪積土の別)</u>

	ハ. <u>種類</u> (火山灰土, 火山灰土以外の別) ニ. <u>水素イオン濃度</u> (pH) (削る。) ホ. (略) ヘ. <u>陽イオン交換容量</u> ト・チ (略)	
(削る。)	(削る。)	
供試作物	(略)	(略)
備考 1. 水素イオン濃度及び電気伝導率の測定用溶液は、土壌10グラムを50ミリリットルの水で振とうしたろ液とする。 (削る。) <u>2.</u> (略)		

試験成績取りまとめ様式

1. 試験機関の名称及び所在地
2. 試験担当者の氏名
3. 試験の目的
4. 試験の設計

(イ) 供試試料の種類及び名称並びに分析成績

	<u>供試試料の種類</u>	<u>供試試料の名称</u>	分析成績 (%)				
			水分	N	P ₂ O ₅	K ₂ O	
<u>供試試料</u>							

	(新設) ハ. <u>水素イオン濃度</u> (pH) ニ. <u>交換(置換)酸度</u> ホ. (略) ヘ. <u>塩基置換容量</u> ト・チ (略)	
<u>跡地土壌</u>	イ. <u>水素イオン濃度</u> (pH) ロ. <u>電気伝導率</u> ハ. <u>アンモニア性窒素</u> ニ. <u>硝酸性窒素</u>	
供試作物	(略)	(略)
備考 1. 水素イオン濃度及び電気伝導率の測定用溶液は、土壌10グラムを50ミリリットルの水で振とうしたろ液とする。 <u>2.</u> <u>跡地土壌の調査は、生育状態に異常が観察された場合に行う。</u> <u>3.</u> (略)		

試験成績取りまとめ様式

1. 試験機関の名称及び所在地
2. 試験担当者の氏名
3. 試験の目的
4. 試験の設計

(イ) 供試肥料及び対象肥料の種類及び名称並びに分析成績

	<u>肥料の種類</u>	<u>肥料の名称</u>	分析成績 (%)				
			水分	N	P ₂ O ₅	K ₂ O	
<u>供試肥料</u>							

(削る)								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

(ロ) 供試土壌の土性, 沖積土又は洪積土の別等

土性	沖積土 又は洪 積土の 別	種類	pH	(削 る。)	電気伝 導率 m S / cm	陽イオ ン交換 容量 m e q / 乾土 100 g	容積重 g / 風 乾土 500ml	最大容 水量乾 土当た り重量 %

(ハ) (略)

(ニ) 施用の設計及び試験区の名称

試験区No	供試試料施用 量 (g / 鉢)	成分量 (mg / 鉢)				備考
		N	P ₂ O ₅	K ₂ O		
供試 試料 区	T					

対照肥 料								
----------	--	--	--	--	--	--	--	--

(ロ) 供試土壌の土性, 沖積土又は洪積土の別等

土性	沖積土 又は洪 積土の 別	(新 設)	pH	交換(置 換)酸度	電気伝 導率 m S / cm	塩基置 換容量 m e q / 乾土 100 g	容積重 g / 風 乾土 500ml	最大容 水量乾 土当た り重量 %

(ハ) (略)

(ニ) 施肥の設計及び試験区の名称

試験区No	施用量 (g / 鉢)	成分量 (mg / 鉢)				備考
		N	P ₂ O ₅	K ₂ O		
供試肥 料	標準施用 区T1 2倍施用 区T2 3倍施用 区T3 4倍施用 区T4					

標準区	B	二	25	25	25		
(削る。)							

(ホ) (略)
5. (略)
6. 試験結果

対照肥料	標準施用区 S 1 2倍施用区 S 2 3倍施用区 S 3 4倍施用区 S 4	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
標準区 B							

(ホ) (略)
5. (略)
6. 試験結果

試験区 No.	ポット No.	発芽調査成績			生育調査成績				異常症状
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日			
		発芽率 (%)	発芽率 (%)	発芽率 (%)	葉長 (cm)	葉長 (cm)	生体重 (g/鉢)	(削る。)	
供試肥料	<u>I</u> 1 2 3 4								

試験区 No.	ポット No.	発芽調査成績			生育調査成績				異常症状
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日			
		発芽率 (%)	発芽率 (%)	発芽率 (%)	葉長 (cm)	葉長 (cm)	生体重 (g/鉢)	生体重指数	
供試肥料	<u>I</u> 1 2								

区	5								
	6								
	7								
	8								
	平均								
(削る。)									
標準区	B	1							
		2							
		3							
		4							
		5							
		6							
		7							
		8							
	平均								

注) 1. (略)
(削る。)

2. (略)

7. 考察

試験の可否と、その理由を記載する。ただし、有意水準5%のもとで、

対照肥料	S	1							
	1	2							
	平均								
標準区	B	1							
		2							
	平均								

注) 1. (略)

2. 生体重指数は、供試肥料が無機質肥料の場合には対照肥料のS 1の平均値を100.0とし、有機質肥料の場合には標準区Bの平均値を100.0とする。

3. (略)

7. 考察

試験成績についての考察を記述する。

供試肥料区Tの生体重平均値が標準区Bの生体重平均値を有意に下回る場合は不合格とする。

8. (略)

8. (略)